

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令案 新旧対照条文 目次

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（附則第四条関係） 1

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（附則第五条関係） 2

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十一号から第百八十号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>五十 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条第一項に規定する交付金</p> <p>五十一 百八十 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十号から第百七十九号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十 百七十九 （略）</p>

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務） 第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十五 （略） 四十六 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に關すること及び同法第十五条第一項の交付金に關すること。 五 条第一項の交付金に關すること。 四十七・四十八 （略） （企画調整課の所掌事務） 第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 十六 （略） 十七 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に關する法律第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に關すること及び同法第十五条第一項の交付金に關すること。 十八 一 二十 （略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務） 第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 四十五 （略） （新設） 四十六・四十七 （略） （企画調整課の所掌事務） 第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 十六 （略） （新設） 十七 一 十九 （略）</p>